（注）　上段は、ハッシュ関数ＳＨＡ－１（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Ｘ5007及びＸ5603に規定するオブジェクト識別子を「1.3.14.3.2.26」とするアルゴリズムをいう。）による変換値を示す。

下段は、ハッシュ関数ＳＨＡ－256（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Ｘ5007及びＸ5603に規定するオブジェクト識別子を「2.16.840.1.101.3.4.2.1」とするアルゴリズムをいう。）による変換値を示す。

○国土交通省告示第千百号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	認定に係る物件の範囲	有効期間
新潟原動機株式会社新潟カスターピン工場	排気タービン過給機	平成26年11月25日から平成31年11月24日まで
〃	弾性継手	〃

○国土交通省告示第千百一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	認定に係る物件の範囲	有効期間
大晃機械工業株式会社本社工場	内燃機関の冷却ポンプ	平成26年12月１日から平成31年11月30日まで
〃	内燃機関の潤滑油ポンプ	〃
〃	ボイラの噴燃ポンプ	〃
〃	燃料油移送ポンプ	〃
〃	ビルジポンプ	〃
〃	消火ポンプ	〃
〃	バラストポンプ	〃
〃	貨物油ポンプ	〃

○国土交通省告示第千百二号

次の型式に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月二十四日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｍ—56号	洗浄機	ＹＡＭＡＭＩＺＵ ＭＳＴ—30Ｒ	株式会社エクセノヤマミズ	東京都千代田区大手町一丁目１番３号
第Ｍ—57号	〃	ＹＡＭＡＭＩＺＵ ＭＳＴ—30ＲＦ	〃	〃
第Ｍ—58号	〃	ＹＡＭＡＭＩＺＵ ＭＳＴ—30Ｒ Ｆ，Ｒ	〃	〃
第Ｍ—59号	〃	ＹＡＭＡＭＩＺＵ ＭＳＴ—30Ｒ，ＵＤ	〃	〃
第Ｍ—60号	〃	ＹＡＭＡＭＩＺＵ ＭＳＴ—30Ｒ Ｆ，ＵＤ	〃	〃
第Ｍ—61号	〃	ＹＡＭＡＭＩＺＵ ＭＳＴ—30ＲＦ Ｒ，ＵＤ	〃	〃
第Ｍ—62号	〃	ＹＡＭＡＭＩＺＵ ＭＢＴ—30Ａ	〃	〃
第Ｍ—63号	〃	ＹＡＭＡＭＩＺＵ ＭＢＴ—30Ｂ	〃	〃
第Ｍ—188号	洗浄機（貨物艙原油洗浄設備を構成するもの）	ＹＡＭＡＭＩＺＵ ＭＳＴ—30Ｘ ＭＯＤＥＬ Ａ	〃	〃
第Ｍ—223号	〃	ＹＡＭＡＭＩＺＵ ＭＳＴ—30ＸＬ	〃	〃

○関東地方整備局告示第三百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県上水内郡信濃町大字古間字清水東一三〇〇番一から同市大字古間字清水東一三四九番一まで	前	一三・三〇～三二・三五メートル	〇・一一八キロメートル
	後	一六・六三～三五・〇五メートル	〇・一一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県上水内郡信濃町大字古間字清水東一三五三番一から同町大字古間字清水東一三四九番一まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関の氏名又は名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年十一月二十七日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号　近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	上田さつき
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十六年十一月十五日